

議会受付番号	鎌議第 1490 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

勤怠システムの使用方法、ルール、規則の周知

2 質問の要旨

- 1 AMANO 社による勤怠システム導入にあたって、全職員に対して、どのようにして使用規則、ルール、打刻方法等の使用方法については、通知・周知したのか。
- 2 1 について、その通知・周知内容について全て明らかにせよ。（資料があれば別添されたし）
- 3 勤怠システム導入にあたって、庶務担当者に対しては、特段に説明（ルール、規則の周知、使い方の理解）を資料配布、トレーニングをして、理解を深めたのか。
- 4 3 について、その通知、周知、トレーニング内容について全て明らかにせよ。（資料があれば別添されたし）

3 答弁

- 1 庶務事務システムの導入に当たっては、全職員を対象に同システムの概要や操作方法に関する説明会を開催するとともに、操作マニュアルを全職員に公開し、活用できるようにしました。
また、導入当初の 4 日間、ヘルプデスクを設置し、職員からの質問に対応する体制を整えるとともに、各課から寄せられた質問とそれに対する回答を全庁的に公開し、円滑な導入を図ったところです。
- 2 別紙 1 のとおりです。
- 3 庶務事務システム導入に当たって、各職場において庶務担当者を指定するよう依頼した際に、庶務担当者に付与する権限をお知らせしました。なお、庶務担当者のみを対象とした資料の配付及び操作方法の説明は行っておりません。
- 4 別紙 2 のとおりです。なお、今回、出勤時刻の改ざんが行われていた事実を受け、庶務担当者を廃止し、出勤時刻の修正権限は管理職のみとしました。